

## 第40回（令和元年度）北海道麦作共励会審査基準

1. 北海道麦作共励会の審査は、この基準に定めるところによる。
2. 審査は、推薦調書を主体として厳正に行うものとする。  
特に優秀なものについては、その成績を取めた経営と技術要因につき、審査委員の代表により現地審査を行うものとする。
3. 審査対象は個人および集団別に下記の3部門とする。
  - (1) 第1部 秋播小麦 畑地 (個人・集団)
  - (2) 第2部 秋播小麦 水田転換畑 (個人・集団)
  - (3) 第3部 春播小麦 全道一円 (個人・集団)
4. 審査項目毎の配点は次のとおりとする。
  - (1) 収量要素（10a当たり収量）の配点 30点  
〔内 訳〕
    - 1) 平成30年産 全道10a当たり平均収量対比配点（秋・春別） (5点)
    - 2) 市町村10a当たり  
過去（平成23年～29年産）7年中豊凶を除く5ヵ年平均収量対比配点 (15点)  
（秋、春各々の平均収量対比）
    - 3) 市町村10a当たり 過去（28・29年産）2ヵ年平均収量対比配点 (10点)  
（秋、春各々の平均収量対比）  
なお、集団が市町村全体の大きい規模の場合、比較は隣接する市町村の平均収量とする。
  - (2) 品質要素の配点 30点
    - 1) 検査等級 (15点)  
秋播小麦：当年を含む過去3年の上位等級（1等+2等）数量に対する1等比率  
春播小麦：当年を含む過去3年の総収量に対する1等+2等（上位等級）比率  
なお、当年産に重みをつけた配点とする（具体的数字は配点基準内規による）。
    - 2) 品質評価 (15点)
  - (3) 技術要素の配点 20点  
〔内 訳〕  
輪作体系、排水対策、有機物施用、土改資材と融雪材の施用、施肥法、播種法、  
雑草対策、病虫害防除（雪腐病防除を含む）、農業機械利用、収穫・乾燥・調製  
(10項目×2点)
  - (4) 技術の特色・経営の特色・その他特記事項要素の配点 20点  
〔内 訳〕  
技術上の工夫、品質改善の努力、規模拡大・省力低コストの努力、  
経営上の特色、地域での役割と波及効果 (5項目×4点)
  - (5) 委員会の裁量点 10点
  - (6) 合 計 110点
5. 順位は、各項目の合計点によるものとし、審査委員会において決定する。
6. その他必要な事項については、審査委員会においてその都度決定する。